

**多摩市立総合体育館、多摩市スポーツ施設
及び多摩東公園**

指定管理者候補者選定 審査基準書

令和6年6月

多 摩 市

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行う。

1. 審査体制

提案書類の審査を厳正かつ公平に行うため、多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）、多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置し、審査を行う。

委員の構成

(1) 選定委員会

施設の管理運営に関し専門的知識を有する者 3人以内、公募による市民 2人以内

(2) 選定審査会

多摩市くらしと文化部長、多摩市環境部長、多摩市くらしと文化部スポーツ振興課長

多摩市環境部公園緑地課長

※審査委員に不当接触した者又は接触しようとした者は失格とする。

2. 審査及び選定

(1) 一次審査

一次審査として、選定審査会が事業者から提出された提案内容について、審査基準に基づき、書類審査を実施する。

A. 審査会による評価

<審査項目>

下記に従い、審査を行う。

審査項目による評価（24項目・全190点）/名 × 審査員4名 計760点満点

合計点の高い順に順位付けを行い、上位3者程度まで一次審査通過者を選定する。なお、同点で順位付けを明確にする必要がある場合は、審査委員の投票で決定する。投票においても同数の場合は委員長により決定する。

<審査基準> 別紙審査基準

<配点>

評価及び得点				
とても評価できる	評価できる	普通	やや評価できない	評価できない
5点	4点	3点	2点	1点

B. 価格点による評価

<審査項目> **1項目 計40点満点**

<審査基準> 以下の方法にて得点を算定する。

審査項目	得点
提案額	得点 = { 1 - 削減率 (見積金額* ÷ 上限額<210,020千円*>) } × 160 ※金額は税込とする。 ※「削減率」が、「0.75」を下回る場合は、「0.75」として算定する。 ※小数点第1位以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を切り捨てる。

一次審査結果の通知

提案書類を提出した全事業者に対して、書面により通知する。

(2) 二次審査（指定管理者候補者の選定）

一次審査を通過した事業者からのプレゼンテーション、ヒアリング、申請書類をもとに選定委員会が審査し、指定管理者候補者を決定する。

事業者は、提案内容について **20 分以内の説明**（プロジェクター使用等によるプレゼンテーション）を行う。その後、審査委員会により **20 分程度のヒアリング**を行う。

説明およびヒアリングの対応は、団体に所属する者とし実際に運営に関わる者が行うこと。

プロジェクター及びスクリーンを除き、パソコン等の必要な機器については、事業者で用意すること。

出席者は、5 名以内とする。

A. 選定委員会による評価

<審査項目>

下記に従い、審査を行うものとする。

審査項目による評価（24 項目・全 190 点）/名 × 審査員 5 名 計 950 点満点

合計点の高い順に順位付けを行い、指定管理者候補者を選定する。

なお、同点で順位付けを明確にする必要がある場合は、審査委員の投票で決定する。投票においても同数の場合は委員長により決定する。

<審査基準> **別紙審査基準**

<配点>

評価及び得点				
とても評価できる	評価できる	普通	やや評価できない	評価できない
5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

B. 価格点による評価

<審査項目> **1 項目 計 50 点満点**

<審査基準> 以下の方法にて得点を算定する。

審査項目	得点
提案額	得点 = { 1 - 削減率 (見積金額[*] ÷ 上限額<210,020 千円[*]>) } × 200 ※金額は税込とする。 ※「削減率」が、「0.75」を下回る場合は、「0.75」として算定する。 ※小数点第 1 位以下の端数が生じる場合は、小数点第 1 位を切り捨てる。

二次審査結果の通知

9 月上旬頃、二次審査を受けた全事業者に対して、書面により通知する。

3. 審査項目及び審査基準

評価区分		No.	評価項目	配分	確認書類
基本方針	管理運営方針	1	管理運営方針が施設の設置目的に合致したものとなっているか。	×2	3-2
組織	人員配置・研修体制	2	施設全体の管理運営を行うための職員体制、勤務ローテーション体制、研修体制が整っているか。	×2	3-3
		3	地域の人材・障がい者及び高齢者など広く雇用の機会に配慮しているか。	×1	3-4
	団体の経営状況	4	経営基盤が安定しており、良好な経営状況であるか。	×2	3-5
	安定した管理運営を担保する実績	5	総合体育館等、本指定管理施設と同種の施設管理運営業務の実績があるか。	×1	3-6
管理	施設管理の安全・安定性	6	日常の施設設備の維持管理方法が明確であり、安全・安定的な管理運営が可能か。	×2	3-7
		7	多摩東公園の植栽について、多摩市パークマネジメント計画に基づき安全性の確保、みどりの若返り、景観の維持等を考慮した管理を行えるか。	×1	3-7
	快適な環境・衛生管理	8	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理が行えるか。	×2	3-8
		9	多摩東公園屋外トイレの利用しやすさ向上や清潔感が保たれる提案がされているか。	×1	3-8
	危機管理	10	事故・緊急時等の対応が考えられているか。	×2	3-9
	コンプライアンス	11	労働関係法令、関係法令・条例等遵守や個人情報保護や情報公開の取り扱いについて積極的な対応を行っているか。	×1	3-10
	公平な施設利用	12	利用者等の特定化など偏りがなく公平な施設利用に配慮しているか。	×1	3-11
事業・サービス	事業方針	13	健康増進及び継続したスポーツ活動を支援する工夫が提案されているか。	×2	3-12 3-16
	施設の有効活用	14	総合体育館レストランコーナーなどの施設を有効に活用される提案となっているか。	×1	3-13
		15	多摩東公園と公園内スポーツ施設との一体的な活用による活性化が期待できる内容となっているか。	×1	3-13
	利用者の満足度向上	16	利用者の意見、要望等を集め、サービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか。	×2	3-14
	利用者増加方策	17	施設利用者の増加、施設稼働率の向上が図られるものとなっているか。	×2	3-15
	事業バランス	18	個人開放と一般利用及び自主（教室系）事業のバランスは妥当か。	×1	3-16 3-17
コスト	具体的経費削減策	19	サービスを低下させずに経費を削減する具体的提案があるか。	×1	3-18 3-19
		20	自主財源の確保策が具体的である等、自主事業を含めた費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。	×1	3-18 3-20
地域・社会貢献	市内事業者との連携・活用	21	事業所または営業所等が市内にある、又は構成団体のいずれかが市内事業者であるか。または、市内事業者の活用に対し具体的な提案があるか。	×2	2-2 3-21
	社会性	22	自治体との災害協定・ボランティア活動等の実績があるか。	×1	3-22
	脱炭素社会実現	23	脱炭素社会の実現に配慮した CO2 排出量の削減策、環境配慮の提案等がされているか。	×1	3-8 3-19
総合評価		24	評価項目に無いその他の優れている点や全体のバランスを評価する。	×5	—
				合計	38